

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月23日
【会社名】	シティグループ・インク (Citigroup Inc.)
【代表者の役職氏名】	カレン・ワン 秘書役補佐 (Karen Wang, Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 グリニッジ・ストリート 388 (388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 杉 本 文 秀
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7133
【事務連絡者氏名】	弁護士 新 木 伸 一 弁護士 伊 藤 昌 夫 弁護士 阿 部 春 菜 弁護士 甲 斐 凜 太 郎 弁護士 梶 原 颯 一 郎 弁護士 山 田 智 哉 弁護士 大 野 恭 輔 弁護士 小 林 直 登 弁護士 嶋 岡 千 尋 弁護士 鈴 木 雄 大
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7233/03-6889-7257/03-6889-8919/03-6889-8927 03-6889-8928/03-6889-8954/03-6889-7289/03-6889-7442 03-6889-7464/03-6889-7509
【縦覧に供する場所】	該当なし

注：1 本書中、別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「円」とは日本国の法定通貨である円を指します。

- 2 本書において便宜上、一部の財務情報は米ドルから日本円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2024年12月5日東京時間午前9時55分現在のWM / ロイターの公表レートである1米ドル＝150.31円の換算レートで計算されています。当該換算は、当該日において米ドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで日本円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。

1 【提出理由】

シティグループ・インク（以下「シティグループ」、「当社」または「提出会社」といいます。）は、シリーズEE 6.750%固定配当リセット条項付非累積優先株式の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2024年11月26日（ニューヨーク時間。以下別段の記載のない限り同じです。）に自由書面目論見書および2024年11月25日付追補目論見書を米国証券取引委員会に提出しました。したがって、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

（１）有価証券の種類及び銘柄

シリーズEE 6.750%固定配当リセット条項付非累積永久優先株式（額面金額1.00ドル、1株当たり優先残余財産分配額25,000ドル（1預託株式当たり優先残余財産分配額1,000ドル））の権利の25分の1を表章する預託株式（以下「預託株式」または「本優先株式」といいます。）

（２）発行数

預託株式1,500,000株

（３）発行価格及び資本組入額

（i）発行価格

1預託株式当たり1,000ドル

（ii）資本組入額

1預託株式当たり0.04ドル

（４）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（i）発行価額の総額（引受手数料控除後かつ諸経費控除前の当社が受取る手取金）

1,477,500,000（222,083,025,000円）

（ii）資本組入額の総額

60,000ドル（9,018,600円）

（５）株式の内容

本優先株式は、シティグループの授権されている優先株式の一シリーズを表章します。各預託株式は、各本優先株式の権利の25分の1を表章します（1預託株式当たり優先残余財産分配額1,000ドル相当）。各預託株式は、保有者に対し、配当、議決権、償還および残余財産分配請求権を含む本優先株式上の権利の比例持分相当分の権利を預託機関を通じて付与します。

（i）定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

（a）配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（以下、配当の支払の

ための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。)に、(i)本優先株式の発行日から(同日を含みます。)2030年2月15日まで(同日を含みません。)(以下「第1リセット日」といいます。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.750パーセント(年間預託株式1株当たり67.50ドルに相当します。)の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払にて行い(初回を2025年2月15日とします。)、(ii)第1リセット日以降(同日を含みます。)の各リセット期間については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき、直近のリセット配当確定日現在の5年物米国財務省証券金利+2.572パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて(初回を2030年5月15日とします。)行います。「リセット期間」とは、各リセット日から(同日を含みます。)翌リセット日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回のリセット期間を除く期間を意味します。初回のリセット期間とは、第1リセット日から(同日を含みます。)翌リセット日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。「リセット日」とは、第1リセット日および前リセット日の10年後に到来する各日を意味します。「リセット配当確定日」とは、いかなるリセット期間においても、当該リセット期間開始日の3営業日^(注)前の日を意味します。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。本優先株式に対する配当宣言が配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算され、配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

(b) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、第1リセット日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日

まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払の配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。償還日が営業日ではない場合、支払は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

本優先株式の償還は、ニューヨーク連邦準備銀行（連邦準備制度理事会）または後継の連邦監督機関から必要な事前の承認を得ていることを条件とします。連邦準備制度理事会の現行の自己資本規制に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の事前の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式の保有者のいずれも、償還請求権を有しません。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国（疑義を避けるため付言すると、連邦準備制度理事会およびその他の連邦銀行規制機関等、米国のあらゆる機関もしくは代行機関を含みます。）の法令もしくは米国のもしくは米国内における行政下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効なものとして適用される連邦準備制度理事会の自己資本比率に関する規則（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関する規則または規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。

「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

（c）残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かかる分配に関して本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の保有者の間で比例配分されます。

(d) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア州法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払の場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(e) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズP 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP優先株式」といいます。)、シリーズT 6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT優先株式」といいます。)、シリーズV 4.700%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズV優先株式」といいます。)、シリーズW 4.000%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズW優先株式」といいます。)、シリーズX 3.875%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズX優先株式」といいます。)、シリーズY 4.150%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズY優先株式」といいます。)、シリーズZ 7.375%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズZ優先株式」といいます。)、シリーズAA 7.625%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズAA優先株式」といいます。)、シリーズBB 7.200%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズBB優先株式」といいます。)、シリーズCC 7.125%固定配当リセット条項付非累積優先株式(以下「シリーズCC優先株式」といいます。)およびシリーズDD 7.000%固定配当リセット条項付非累積永久優先株式(以下「シリーズDD優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ(すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で)分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズP優先株式、シリーズT優先株式、シリーズV優先株式、シリーズW優先株式、シリーズX優先株式、シリーズY優先株式、シリーズZ優先株式、シリーズAA優先株式、シリーズBB優先株式、シリーズCC優先株式、シ

リーズDD優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(f) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(ii) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその他の内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由（普通株式の議決権）

発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限られています。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれ当社の株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。

(6) 発行方法

下記(7)に記載する引受人による総額買取引受による公募。

(7) 引受人の氏名又は名称

シティグループ・グローバル・マーケット・インク (Citigroup Global Markets Inc.)

アメリヴェット・セキュリティーズ・インク (AmeriVet Securities, Inc.)

ビービーヴィーイー・セキュリティーズ・インク (BBVA Securities Inc.)

ビーエムオー・キャピタル・マーケット・コープ (BMO Capital Markets Corp.)

キャピタル・ワン・セキュリティーズ・インク (Capital One Securities, Inc.)

MUFGセキュリティーズアメリカ (MUFG Securities Americas Inc.)

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク (Nomura Securities International, Inc.)

ピーエヌシー・キャピタル・マーケット・エルエルシー (PNC Capital Markets LLC)

アールビーシー・キャピタル・マーケット・エルエルシー (RBC Capital Markets, LLC)

ロバーツ・アンド・ライアン・インク (Roberts & Ryan, Inc.)

スコシア・キャピタル (ユーエスエー) ・インク (Scotia Capital (USA) Inc.)

SMBC日興セキュリティーズ・アメリカ会社 (SMBC Nikko Securities America, Inc.)

ティーディー・セキュリティーズ (ユーエスエー) ・エルエルシー (TD Securities (USA) LLC)

ユーエス・バンコープ・インベストメンツ・インク (U.S. Bancorp Investments, Inc.)

エービーエヌ・アムロ・キャピタル・マーケット (ユーエスエー) ・エルエルシー (ABN AMRO Capital Markets (USA) LLC)

エーエヌズイー・セキュリティーズ・インク (ANZ Securities, Inc.)

バンクロフト・キャピタル・エルエルシー (Bancroft Capital, LLC)

カイシャバンク・エス・エー (CaixaBank, S.A.)

シーアイビーシー・ワールド・マーケット・コープ (CIBC World Markets Corp.)

コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア (Commonwealth Bank of Australia)

ダンスク・マーケット・インク (Danske Markets Inc.)

ディーゼット・フィナンシャル・マーケッツ・エルエルシー (DZ Financial Markets LLC)
フィフス・サード・セキュリティーズ・インク (Fifth Third Securities Inc.)
ハンチントン・セキュリティーズ・インク (Huntington Securities, Inc.)
インテザ・サンパオロ・アイエムアイ・セキュリティーズ・コープ (Intesa Sanpaolo IMI Securities Corp.)
キーバンク・キャピタル・マーケッツ・インク (KeyBanc Capital Markets Inc.)
マッコリ・キャピタル (ユーエスエー)・インク (Macquarie Capital (USA) Inc.)
エムエフアール・セキュリティーズ・インク (MFR Securities, Inc.)
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA LLC)
エヌエービー・セキュリティーズ・エルエルシー (nabSecurities, LLC)
ナショナル・バンク・オブ・カナダ・ファイナンシャル・インク (National Bank of Canada Financial Inc.)
アールビー・インターナショナル・マーケッツ (ユーエスエー) エルエルシー (RB International Markets (USA) LLC)
サミュエル・エー・ラミレス・アンド・カンパニー・インク (Samuel A. Ramirez & Company, Inc.)
シーベルト・ウィリアムズ・シャンク・アンド・コー・エルエルシー (Siebert Williams Shank & Co., LLC)
スタンダード・チャータード・バンク (Standard Chartered Bank)
ティグレス・ファイナンシャル・パートナーズ・エルエルシー (Tigress Financial Partners LLC)
トゥルーイスト・セキュリティーズ・インク (Truist Securities, Inc.)
ウエストパック・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (Westpac Capital Markets LLC)

(8) 募集を行う地域

主に米国 (米国証券取引委員会 (SEC) 登録公募)

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(i) 手取金の総額 (諸経費控除後)

約1,477,275,000ドル (約222,049,205,250円)

(ii) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

シティグループは、本優先株式の権利を表章する預託株式の売却による正味手取金を一般事業目的に使用することを想定しており、これには、場合により、シティグループの優先株式の残存する株式および関連する預託株式の一部または全部の償還 (残存するシリーズV優先株式および関連する預託株式を含みますが、これらに限定されません。) ならびにシティグループおよびその子会社の他の発行済有価証券 (シティグループ普通株式を含みます。) の買戻しおよび償還を含む可能性があります。ただし、手取金の上記使途ごとの金額および支出予定時期は決定されていません。

(10) 新規発行年月日

2024年12月3日

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項はありません。

(12) 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
上記「(5) 株式の内容」をご参照ください。

(13) 提出会社の資本金の額及び発行済株式総数(2024年9月30日現在)

(i) 資本金の額

種類	資本金の額
優先株式	16,350百万ドル(2,457,569百万円相当額)(累積清算価値)
普通株式	31百万ドル(4,660百万円相当額)
払込剰余金	108,969百万ドル(16,379,130百万円相当額)

(ii) 発行済株式総数

種類	発行数(株)
優先株式	654,000
- シリーズP	80,000
- シリーズT	60,000
- シリーズV	60,000
- シリーズW	60,000
- シリーズX	92,000
- シリーズY	40,000
- シリーズZ	50,000
- シリーズAA	60,000
- シリーズBB	22,000
- シリーズCC	70,000
- シリーズDD	60,000
普通株式	3,099,718,745 (自己株式1,208,453,942株を含みます。)